

受理官庁 GR	産業財産機関 (O B I) (ギリシャ)	附属書 C GR
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ギリシャ	
国際出願の作成に用いることができる言語 願書の提出に用いることができる言語	英語 ¹ , フランス語 ¹ , ドイツ語 ¹ , ギリシャ語 ² 英語, フランス語, ドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか? ^{3, 4, 5}	認める。受理官庁はFront Office (GR e patents) 又はe P C T出願による電子出願を認める。	
受理官庁は引用による補充を認めるか (P C T規則20.6)?	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか?	認めない	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則26の2.3)?	認めない	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	

[次頁に続く]

- 1 ギリシャ国民が先の国内出願に基づく優先権を主張せずに国際出願する場合には、ギリシャ語の翻訳文を国の安全保障のために添付しなければならない (国防に関する発明についての法律No. 4325/1963)。
- 2 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない (P C T規則12.3)。
- 3 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される (「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 4 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちW I P O標準S T. 26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。
- 5 関連する受理官庁の通告については、2024年9月19日付公示 (P C T公報) 152頁以降参照。

G R	産業財産機関 (O B I) (ギリシャ) (続き)	G R
-----	-------------------------------	-----

受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)
送付手数料	EUR 115
国際出願手数料 ⁶	EUR 1,417
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶	EUR 16
減額 (手数料表第4項に基づく) :	
電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR 213
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	EUR 320
調査手数料	附属書D (EP) 参照
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	EUR 50
<hr/>	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がギリシャに居所又は業務上の本拠地を有している場合 要, 出願人がギリシャに居住又は業務上の本拠地のいずれも有していない場合
<hr/>	
誰が代理人として行為できるか?	ギリシャにおいて手続を行う資格を有する弁護士 この名簿は, the Athens Bar Association, 60 Akademias St., 10679 Athens, Greece (https://www.dsa.gr) から入手できる
<hr/>	
委任状の提出要件の放棄	
受理官庁は, 別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?	放棄していない
受理官庁は, 包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	放棄していない
<hr/>	

⁶ この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。